

自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム

(Public Medical Hub : PMH)

スペースチャートにて
導入支援を行います

● PMHのメリット

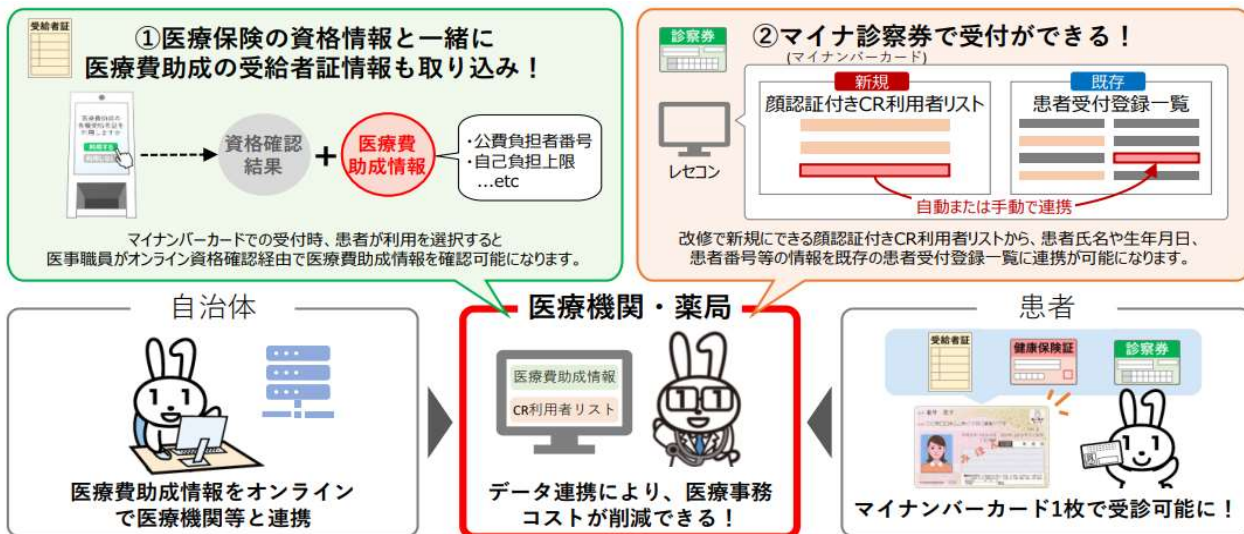
【医療費助成分野】

マイナンバーカード（マイナ保険証）を医療費助成の受給者証として利用できるようになる

【予防接種・母子保健分野】

マイナンバーカードを接種券・受診券として利用できるようになる

またマイナポータルを活用で接種・健診忘れを防ぐとともに、接種履歴や健診結果がリアルタイムにマイナポータル上で確認できるようになる



● 補助金について

補助内容のご案内

デジタル庁では①医療費助成受給者証、②診察券それぞれがマイナンバーカードと一体化するためのレセコン・再来受付機の改修に対する補助金制度を用意しております。

①医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得！

- 医療費助成の受給者証のオンライン資格確認については、**令和6年度は全国183自治体(22都府県、161市町村)で実施を予定**しています。※一度改修いただければ、参加自治体や受給者証の種類が増える都度の追加改修は必要ありません。
- 自治体名や対応する受給者証の種類については、デジタル庁HP（下部QRコード参照）でご確認下さい。
- オンライン資格確認の実施に当たってのレセコン改修への補助金は下記のとおりです。

補助額（※千円未満切捨て）

診療所 ^{※1} 、 薬局(大型チェーン薬局以外)	5.4万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)
大型チェーン薬局	3.6万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその1/2を補助)
病院 ^{※1,2}	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

申請期限
令和7年2月1日

※1：診察券利用に伴う改修を行った場合も対象経費に含めることができます。（上限額は同一）
 ※2：再来受付機の改修を合わせて行った場合、60.0万円を上限に補助（事業費120万円を上限にその1/2を補助）となるが40.0万円を上限に補助（事業費120万円を上限にその1/3を補助）となります。詳しい補助要件は、裏面に記載いたします。

12月2日の、マイナ保険証を基本とした仕組みへの移行に向けて、是非このタイミングでのレセコンの改修をご検討ください。

詳しくはこちら
令和6年度PMH（医療費助成）
参加自治体の一覧はこちら

<https://www.digital.go.jp/news/07e099a1-37df-4a50-8dac-9b5901bb3f30>

